

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月25日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度認知症介護実践者研修等に係る業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月15日まで

(4) 入札方法

入札は、紙により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額（上限額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。課税業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和8年度認知症介護実践者研修等に係る業務仕様書の4の(5)に記載する各研修の受講料の総額（研修ごとの受講料にそれぞれの予定定員を乗じた額の合計金額。以下「受講料総額」という。）6,108,500円は契約の相手方の収入として、本件業務に係る経費から差し引くこととするので、入札金額に含めないこと。

また、受講料総額が6,108,500円を下回る場合においては、本件業務に係る契約金額の変更について協議を行う。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和5年1月1日から令和7年12月31日までの間に介護従事者を対象とした研修を実施した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課いきいき長寿推進担当

電話 0857-26-7179

電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月25日（水）から同年3月9日（月）までの間にインターネットの鳥取県長寿社会課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月25日(水)から同年3月9日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月19日(木)午後2時 即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は同日正午(必着)とする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階第13会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により、令和8年3月9日(月)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算の議決が開札日以降となる場合には、予算が可決され

たときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。